平成２４年（ワ）第３６７１号外　大飯原子力発電所差止等請求事件
原　告　　竹本　修三　　外
被　告　　国　　外１名

証　拠　説　明　書

（石橋克彦氏意見書）

２０２４年（令和６年）１０月７日

京都地方裁判所 第６民事部合議はＢ係　御中

原告ら訴訟代理人
弁　護　士　　出　口　治　男
同　　渡　辺　輝　人
外

原告らは、下記のとおり証拠説明をします。

号証	証拠の標目（原本・写しの別）		作成年月日	作成者	立証趣旨
658	意見書	原	2024.10.7	神戸大学名誉教授　石橋克彦	第１章は石橋克彦氏の地震科学や原発の規制基準との関わりについて述べた部分である。現在の南海トラフ大地震説の下ともなっている東海地震説の提唱者であること、『大地動乱の時代』『原発震災』など現在の地震にかんする政府の政策にも影響を与えた文献の著者であること。また、石橋氏の知見が原子力安全委員会の「耐震新指針」に取り入れられ、それが現在の「新規制基準」に活かされている点（「スラブ内地震」の定義や「検討用自身選定の際の注意」など）もあること。中部電力浜岡原発の危険性について述べていたことが福島第一原発で現実のものになったこと。「新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会」の下部組織である「地震、地質・地盤に関する小委員会」の委員を務めていたところ、そこで述べた「日本の原発がまた何か地震で被害を受けるとすれば、その大きなファクターとしては津波ということもあり得るだろう。」と述べていたことが１年後に福島第一原発事故で現実のものになったこと。福島第一原発事故のあとは国会の東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員を務めたことなど。 第２章は、地震現象の基本的なことを一般人にも分かりやすくまとめた内容。 第３章以下は第１０９準備書面を参照されたい。

以　上